

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守</p> <p><u>Ⅱ－3－1－5 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u></p> <p><u>Ⅱ－3－1－5－1 主な着眼点</u></p> <p><u>組合が、その事業を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、組合が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p><u>Ⅱ－3－1－5－2 監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、不祥事件等届出書等を通じて把握された組合の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて水協法第122条に基づく報告を求めることを通じて、組合における自主的な業務改善状況を把握すること</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守</p> <p><u>（新設）</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>とする。組合における健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、水協法第 124 条に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>	
<p><u>Ⅱ－3－1－6</u> 出資増強時における留意点</p>	<p>Ⅱ－3－1－5 出資増強時における留意点</p>
<p><u>Ⅱ－3－1－6－1</u> (略)</p>	<p><u>Ⅱ－3－1－5－2</u> (略)</p>
<p><u>Ⅱ－3－1－6－2</u> (略)</p>	<p><u>Ⅱ－3－1－5－3</u> (略)</p>
<p><u>Ⅱ－3－1－7</u> 不適切な取引等</p>	<p><u>Ⅱ－3－1－6</u> 不適切な取引等</p>
<p><u>Ⅱ－3－1－7－1</u> (略)</p>	<p><u>Ⅱ－3－1－6－1</u> (略)</p>
<p><u>Ⅱ－3－1－7－2</u> (略)</p>	<p><u>Ⅱ－3－1－6－2</u> (略)</p>
<p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p>	<p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p>
<p>Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p>	<p>Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p>
<p>Ⅱ－3－2－1－1 意義</p>	<p>Ⅱ－3－2－1－1 意義</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(注) 説明態勢の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産運用商品の販売に関しては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）法の施行等に対応した態勢整備が必要である。</p> <p>Ⅱ－3－2－5 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点 (1)・(2) (略) (3) リスク商品に係る業務 ① (略) ② 特定貯金等の受入れ 特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－2－3－2－1 適合性原則」、「Ⅲ－2－3－2－3 広告等の規制」、「Ⅲ－2－3－2－4 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－3－1－2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－4 特定信用事業代理業者 Ⅳ－4－2 主な着眼点 Ⅳ－4－2－1 特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(注) 説明体制の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産運用商品の販売に関しては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である。</p> <p>Ⅱ－3－2－5 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点 (1)・(2) (略) (3) リスク商品に係る業務 ① (略) ② 特定貯金等の受入れ 特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－2－3－1 適合性原則」、「Ⅲ－2－3－3 広告等の規制」、「Ⅲ－2－3－4 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－3－1－2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－4 特定信用事業代理業者 Ⅳ－4－2 主な着眼点 Ⅳ－4－2－1 特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">等</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までのほか、不適切な取引等の防止に関しては<u>Ⅱ-3-1-7</u>に準じるものとする。</p> <p>V 特定信用事業電子決済等代行業 V-4 利用者保護ルール等 V-4-1 意義</p> <p>特定信用事業電子決済等代行業者のうち、水協法第110条第2項第1号に掲げる行為を行う者が提供する決済サービス(特定信用事業電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。)は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述(Ⅱ-3-6)の<u>とおり</u>、組合と組合外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する特定信用事業電子決済等代行業者においては、特定信用事業電子決済等代行業の利用者や連携・協働する組合の利用者(以下、V-4及びV-5において「利用者等」という。)の利益の保護を含む特定信用事業電子決済</p>	<p style="text-align: center;">等</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関しては<u>Ⅱ-3-1-6</u>に準じるものとする。</p> <p>V 特定信用事業電子決済等代行業 V-4 利用者保護ルール等 V-4-1 意義</p> <p>特定信用事業電子決済等代行業者のうち、水協法第110条第2項第1号に掲げる行為を行う者が提供する決済サービス(特定信用事業電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。)は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述(Ⅱ-3-6)の<u>通り</u>、組合と組合外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する特定信用事業電子決済等代行業者においては、特定信用事業電子決済等代行業の利用者や連携・協働する組合の利用者(以下、V-4及びV-5において「利用者等」という。)の利益の保護を含む特定信用事業電子決済</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p><u>なお、金融サービス提供法第2条において、電子決済等代行業者及びその役職員に関しても、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が求められる趣旨を踏まえ、Ⅱ-3-1-5に準じた対応を行う必要がある点に留意するものとする。</u></p>	<p>等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年11月1日から適用する。